

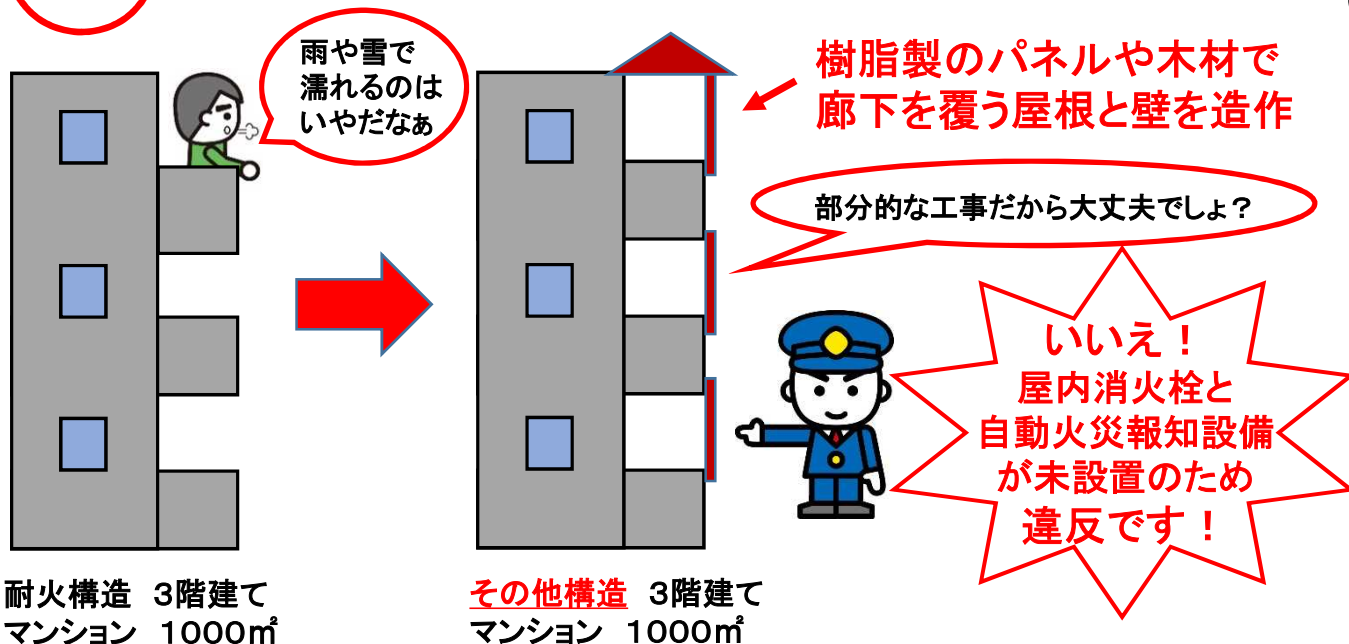
マンション関係者(所有者・管理者)の皆様

知らない間に
消防法違反
になっていませんか？



重大な消防法令違反の大半は、建物の増改築等の工事や用途変更が原因で発生しています！

事例1 マンションの開放型廊下に可燃材で屋根や防風板を設置



※ 耐火構造や廊下の開放性等の緩和要件を満たさなくなったため、共同住宅に対する消防用設備等の特例が適用されず、屋内消火栓や自動火災報知設備の設置が必要になった事例

注：可燃性の材料で屋根や壁を造作したことで、耐火構造や準耐火構造などの緩和要件が適用されず、屋内消火栓の設置が必要になったり、建築基準法に違反する場合があります。

秋田市消防本部

事例2 マンションの一部に福祉施設(グループホーム等)が入居

増改築工事もしていないし、入居者の入れ替えだから大丈夫でしょ？

3階	共同住宅
2階	共同住宅
1階	共同住宅



3階	共同住宅
2階	福祉施設
1階	共同住宅

いいえ！
自動火災報知設備や
避難口誘導灯などの
設置が必要です！

※建物の用途が共同住宅から複合用途に変更となり、消防用設備等の設置基準が厳しくなった事例

注：福祉施設の利用形態や入居者の状況によって、建物の面積に関係なく、スプリンクラー設備や消防機関へ通報する火災報知設備の設置が必要となる場合があります。



消防法に違反した場合

行政処分の対象になります！

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。

命令を受けると、建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。



※罰 則（消防用設備等設置命令違反の例）

行為者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

（消防法第41条第1項第5号）

法人に対して、3,000万円以下の罰金（消防法第45条第1項第2号）

建物の増改築等の工事や用途の変更を行う場合は、
事前に管轄の消防署へ相談してください。

問い合わせ先

秋田市消防本部 予防課 823-4247

建物にお住まいの方、
利用される皆様の安全のために

